

都市農地の保全及び都市農業の振興に関する意見書

東京都における農業では、持てる農地及び施設を最大限に活用し、野菜や果樹、花き、緑化植物、畜産など多様な経営形態が展開され、新鮮かつ安全・安心な農畜産物が生産されている。

加えて、農地は、都市における防災空間の確保や良好な住環境の保全に資するとともに、市民及び学校・福祉教育における農作業体験など身近に土や農に触れる機会を提供している。また、農業者は、地域の歴史、伝統文化の継承及び地域活動の推進に関し中心的存在となっており、都市農地及び都市農業は、市民生活にとって必要不可欠な存在として重要な役割を有するに至っている。

しかしながら、恒常化した農畜産物の価格低下及び硬直化した農地関連制度は農業後継者の不足を招き、家族労働力は必然的に高齢化している。また、相続時における高額な税負担のため、農地は減少し続けている。

このような現状の中で、待望久しい都市農業振興基本法は、国及び地方公共団体の責務等を明確にし、政府による都市農業振興基本計画の策定、法制上、財政上、税制上又は金融上の措置、詳細にわたる基本的施策の実施等が明記され、その実現により都市農地の保全及び都市農業の持続可能性に対し大きな希望を抱かせるものとなっており、農業者や農業関係者は言うに及ばず、まちづくりの視点及び都市住民の視点からも大きな期待が寄せられている。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、都市農地の保全及び都市農業の振興に不可欠な農地関連制度の具体的措置及び基本的施策が都市農業振興基本法に基づき早急に講ぜられることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年12月2日

武蔵村山市議会議長

高山 晃 一

衆議院議長 大島 理 森 殿

参議院議長 山崎 正 昭 殿

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
農林水産大臣	森山裕	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿